

箱根総合体育館

指定管理者制度の導入について

1 指定管理者制度とはどのような制度ですか？

多様化する利用者のニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウを活用しながら、利用者のサービス向上と経費の削減を図ることを目的に、平成15年6月の地方自治法の改正により創設された制度です。

2 レイクアリーナ箱根になぜ指定管理者制度を導入するのですか？

箱根町では、平成9年4月の開設から現在まで、施設の管理運営を町の直営で取り組んできましたが、民間事業者を始めとした様々な団体等のノウハウや企画力を十分に発揮していただき、効果的・効率的な管理運営をすることで、経費の削減と레이크アリーナ箱根の利便性の向上や利用者の満足度のアップを図り、利用率の向上を図りたいと考えています。

3 いつから指定管理者の管理に代わるのですか？

今年の9月1日から、指定管理者による管理運営に移行します。

4 指定管理者はどうやって選ばれたのですか？

레이크アリーナ箱根の指定管理者の募集にあたっては公募を行いました。

応募のあった2つの団体等から候補者を選定するため、5月19日に指定管理者選定委員会を開催し、審査のうえ指定管理者候補者を選定しました。

この後、6月に行われた町議会で正式に指定管理者が決定しました。

5 施設の利用方法は変わりますか？

施設の管理運営が指定管理者に代わっても、町の体育館であることに変わりはありませんので、利用方法等も変更はありません。

6 施設の利用料金は高くなりますか？

施設の利用料金は、町が条例で定める金額の範囲内で、指定管理者が町の承認を得て定めますので、指定管理者が料金を高く設定することはできません。

* 町では、指定管理者制度の導入とは別に、今年3月の議会で『町外者』の料金の改定を行いました。なお、町内者の料金はこれまでどおりとしました。

また、併せて、利用者の皆さまの利便性の向上のため、これまで1回の利用「2時間単位」だったものを「1時間単位」に変更しました。

なお、この料金の改定等は今年9月1日から適用されます。

7 民間事業者が公の施設を使って、営利活動を行っているのですか？

指定管理者制度は、民間事業者のノウハウを活用することで効率的な運営を行い、「より良いサービス」を「より適正なコスト」で提供しようとするものです。

こうしたことが実現されるのであれば、指定管理者が当該施設の管理運営を通じて、適正な利益をあげることは認められています。

なお、指定管理者は、自らが企画した『自主事業』を町の承認を得たうえで行うことが出来ます。この自主事業に対して、利用者が支払う料金は指定管理者が設定しますが、あらかじめ町で提案内容を審査してから承認します。

8 施設で事故があったときの責任はどうなりますか？

施設の管理運営にあたって、指定管理者の行為が原因で利用者に損害が生じた場合には、指定管理者がその損害を賠償することになります。

なお、町も施設の設置者として賠償責任を負う場合もあります。

9 個人情報の保護は守られますか？

町では、「箱根町個人情報保護条例」において、指定管理者に対し個人情報の取扱いについて、条例上の義務を課すとともに、指定管理者と町の間で結ぶ協定の中でも、個人情報の適切な取扱いの遵守を明記しています。

10 町は、体育館の管理に全く関わらないのですか？

町は、指定管理者が行う業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するために、事業実施状況のモニタリングを定期的に行います。

モニタリングの結果、指定管理者の業務が要求基準を満たしていないと判断した場合、町は、業務の改善等必要な指示を行い、改善が見られない場合は、業務の停止を命じ、さらに状況によっては指定の取り消しを行うこともあります。

また、このモニタリングの結果をもとに、指定期間内(平成28年9月1日から平成33年3月31日までの4年7か月間)の事業評価を行い、評価結果を次期選定時から評価に反映することとしています。

町は、指定管理者に管理運営を任せきりにするのではなく、施設のよりよい管理運営が実現できるように、必要な監督をしていくものです。